

## 介護予防・日常生活支援総合事業とは

同事業には、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）や、要支援1・2の認定を受けた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人利用できる「一般介護予防事業」があります。

### ●介護予防・生活支援サービス事業

研修を受けたスタッフや作業療法士などの専門職が自宅を訪問し利用者の介護予防の取り組みなどを支援する「訪問型サービス」や、通所介護事業所などで生活機能の維持・向上のための体操や専門職による講義などが受けられる「通所型サービス」などがあります。

### ●一般介護予防事業

介護予防活動の普及や啓発、地域の活動支援などを実施する事業です。

本市の高齢者数（65歳以上）は3万2956人（平成30年12月現在）で人口の29・45％です。今後も高齢化率は上昇を続け、3人に1人が高齢者になる日はすぐそこまで来ています。今は元気な人も年を重ねることで、日常生活が困難になる可能性があります。

今回の特集では、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」をご紹介します。住み慣れた地域で自分らしく生活するために、この事業を利用して、積極的に健康づくりに取り組みしましょう。

住み慣れた地域で自分らしく  
いつまでもいきいきと健やかに生活するために  
介護予防・日常生活支援総合事業をご利用ください

## 通所型サービスA事業

市の指定を受けた介護事業所に通所することにより、利用者一人一人の個性を重視したサービスが受けられます。

それぞれの介護事業所の特色を生かして、利用者の状態に合わせた運動プログラムによる身体機能の改善や、興味・関心ごとに合わせた自立支援プログラムを実施し、自宅での生活行為の維持・向上や地域活動への参加など、「できること」「やりたいこと」を広げるための支援をします。



お茶会の様子



ボール体操の様子

## 利用者の声

### お茶会でお話するのも楽しみの一つ

介護事業所に通いはじめてから、シルバーカーを押して歩くときの腰の痛みがなくなり、近所であれば杖で歩いて行けるようになりました。

また、健康管理にも注意を払うようになり、血圧チェックを続けています。

体操だけでなく、お茶会で他の利用者さんとお話するのも楽しみです。



通所型サービスA利用者の白石さん

介護予防・生活支援サービス事業  
（事業対象者と要支援1・2の人が利用できる）



## 利用者の声

### 気持ちも前向きに

コ・ス・パで、リズムに乗って楽しく体を動かした後は、とても充実感があります。教室で教えてもらった脳トレーニングをしながらの運動は、日々の生活の中でも実践しています。

教室に通いはじめてから気持ちも前向きになり、一人で電車に乗って神戸まで行くことができるようになりました。

集会所の「笑顔はつつ教室（4ページで紹介）」にも参加しているので予習・復習になっています。今後も続けて参加していきます。



通所型サービスC  
利用者の山本さん

### また自転車で買い物に行けるように

作業療法士から教えてもらった体操を毎日朝と夜に10回ずつ頑張ったら、体が楽に動くようになりました。以前は閉じこもりがちになっていましたが、今では週2回運動を兼ねて自転車で遠くのお店まで買い物に行くのが楽しみになりました。

また、自分に合う栄養の取り方や歯の手入れ方法、おいしく食べ続けるためのお口の体操なども教えてもらい、実践しています。



訪問型サービスC  
利用者の藤川さん

### 通所型サービスC事業

自立した生活を送り、自宅や地域での活動につなげるために必要な運動や食事、お口の健康などについて、専門職による講義や実技などを通じて週1回、3カ月間（計12回）で総合的に学ぶことができます。

平成30年度は、「コ・ス・パ富田林（若松町西一丁目1828の1）」で実施しています。

「仲間がいるから続けられる」「自分のペースで取り組める簡単なプログラム」「あたたまにもからだにも効くメニュー」「体験した内容をホームエクササイズ（宿題）として家でも継続」を教室の特徴とし、3カ月で生活機能の改善を実感できる教室になっています。



### 訪問型サービスA事業

研修を受けたスタッフやホームヘルパーが自宅を訪問し、調理や洗濯などの生活援助を自立に向けて一緒に取り組みます。

### 訪問型サービスC事業

作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職が自宅を訪問し、生活機能や心身の状態の把握・評価をし、運動・口腔・栄養の機能改善に向けた助言やプログラムの提案など、介護予防の取り組みを支援するサービスです（おおむね3カ月間）。

## 「通所型サービスA事業」と「通所型サービスC事業」の愛称を募集します

市民の皆さんからご応募いただいた中から、親しみの持てる愛称を選考し、採用された人の中から抽選で景品を差し上げます。

当選者の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。決定した愛称は、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

**対象者** 市内在住・在勤の人

**応募方法** 2月28日（木）（消印有効）までに、住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、それぞれの愛称案と愛称の意味や理由などを明記し、郵送、ファクスまたはEメールで、☎584-8511 市役所高齢介護課（FAX(20)2113・Eメールkaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp）へ

やりたいことができる体を作るために必要な身体機能（心肺機能・神経機能・運動機能）を向上させる方法などを、具体的に助言させていただきます。

これからも一人一人の希望に沿った丁寧なサポートを心掛け、地域の皆さんに信頼され、さまざまなことを気軽にご相談いただける、そんな「かかりつけ理学療法士」になりたいと思っています。



通所型サービスA事業所  
理学療法士 中島さん



通所型サービスC事業所  
健康運動指導士 森口さん

利用者の皆さんに「今日も楽しかったな」「来てよかったな」と思ってもらえる、また「この運動をすればここが良くなる」ということを丁寧にお伝えして、納得して介護予防に取り組んでいた教室になるよう心掛けています。

楽しみながら、体の変化を実感していただける教室ですので、運動が苦手な人もぜひ気軽にご参加ください。

### 《ぼっちら教室》

「元気なうちからぼちぼち始める介護予防」をキャッチフレーズに、在宅介護支援センターやほんわかセンターの職員が地域の集会所などに出張して、体操や脳トレーニング、介護予防に役立つ講話などを実施する60～90分間の単発の教室です。



老人会や地区・校区福祉委員会の集まりなどに利用していただいています。

### 《笑顔はつらつ教室》

月2～4回程度、ご近所の人たちが集会所などに集まり継続して運動をする教室です。

椅子からの立ち座り、歩行、階段の昇り降りなどの日常生活での動作をいつまでも楽に続けられるようにするために必要な運動を収録したDVDを使用します。

教室を運営する団体に対してDVDを無償で提供し、介護予防サポーターや健康運動指導士などが定期的に指導や体力測定をします。運動だけでなく、歯科衛生士や管理栄養士のお話を聞く機会もあります。

※平成30年12月末現在、市内25カ所で開催しています。



### 《健康づくり教室》

テーマ別に3種類の健康づくり教室があります。

#### ◆若さ・健康・体力アップ教室（1クール7日間、年間5クール）

いつまでも健康で若々しく過ごすための運動や食事のポイント、お口の体操やケアなど、自宅で行うことを中心とした健康づくりの方法を学びます。

#### ◆認知症予防教室（1クール4日間、年間4クール）

認知症について学び、脳トレーニング・運動・栄養・口腔のケアや音楽などを通じて認知症の予防をめざします。

#### ◆膝腰痛改善教室（1クール3日間、年間3クール）

膝や腰の痛みの改善に向けて、整形外科医による講話と運動や食事のポイントを紹介します。



若さ・健康・体力アップ教室の様子

## Q&A

#### Q1 これらの事業を利用するには料金がかかりますか？

A1 「通所型サービスC事業」「訪問型サービスC事業」「一般介護予防事業」は利用者の費用負担はありません。それ以外の「通所型サービスA事業」や「訪問型サービスA事業」などは料金がかかります。内容や利用回数などによって料金が異なり、利用者は実際にかかる費用の1割（所得により2割または3割）を支払います。

#### Q2 要介護1の認定を受けていますが「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できますか？

A2 できません。「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）に該当する人が対象です。ただし、65歳以上であれば「一般介護予防事業」を利用することができます。

#### Q3 40歳以上65歳未満の人が「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するにはどうすればよいですか？

A3 老化が原因とされる特定疾病が原因で介護や支援が必要な40歳以上65歳未満の人は、要支援認定を受けることが必要です。基本チェックリストではなく、高齢介護課で介護認定を申請してください。

介護保険の認定がなくても利用できるサービスの範囲が広がりました。運動も食事も口腔ケアも、続けることで効果が出てきます。

本市ならではの特色あるサービスばかりですので、ご自身の状態に合ったサービスを自ら選び、数カ月先・数年先の元気な自分をイメージして積極的にご利用ください。

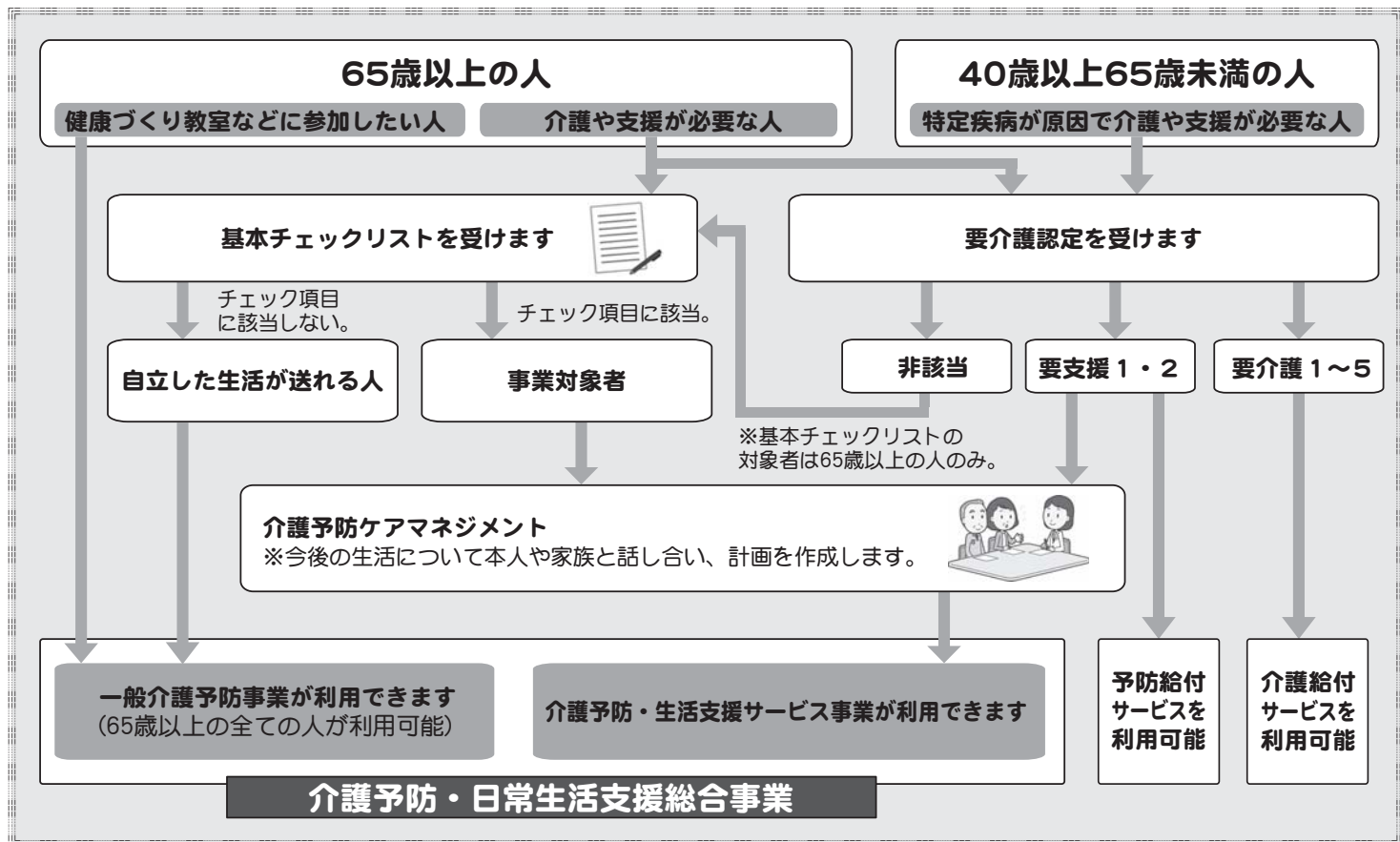
介護予防について、高齢介護課やほんわかセンターに気軽にご相談ください。



高齢介護課  
保健師 永岡

# 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用を希望される場合は、高齢介護課または担当区域のほんわかセンター（地域包括支援センター）に、ご相談ください。



## ほんわかセンターのご利用を

ほんわかセンターは、市内に3カ所ある（下表参照）地域包括支援センターの愛称です。

ほんわかセンターでは、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな相談に応じています。

健康相談や介護相談の他、どこに尋ねればよいか分からないようなことも、気軽にご相談ください。必要に応じて、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

圏域	担当区域	設置場所	開館時間	問い合わせ
第1	喜志・第一中学校区	市役所1階高齢介護課	午前9時～午後5時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)	☎(25)1000 (内線196)
第2	第二・第三中学校区	かがりの郷		☎(25)8205
第3	藤陽・明治池・葛城・ 金剛中学校区	けあばる	午前8時45分～午後5時15分 (月曜日、年末年始は除く)	☎(28)8500
		けあばる金剛 (寺池台一丁目9の70)	午前8時45分～午後5時15分 (日・月曜日、祝日、年末年始は除く)	☎(69)6901

問い合わせ 高齢介護課（内線189、196）

# 手話は言語です

## 「富田林市手話言語条例」が制定されました



本市は、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進および手話の普及を図ることにより、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる社会を実現するため、「富田林市手話言語条例」を制定し、平成31年1月1日から施行しました。

### ●なぜ「手話言語条例」を制定したの？

手話は、手や指の動き、顔の表情などを使って視覚で表す言語です。

ろう者（手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がいのある人）は、物事を考え、コミュニケーションを図り、

お互いを理解し合うために、また、知識を学び文化を創造するために必要な言語である手話を大切に育んできました。

しかし、手話が言語として認められず、手話を使用する環境も整っていないことから、さまざまな場面で、ろう者は多くの不便

## ●富田林市手話条例（一部抜粋）

### ■基本理念（第3条）

手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、その権利を尊重する。

### ■市の責務（第4条）

基本理念に則り、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するため必要な施策を推進する。

### ■市民の役割（第5条）

基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努める。

### ■事業者の役割（第6条）

ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

## ●手話を身に付けるためには

本市では、毎年「手話奉仕員養成講座」を開講しています。平成31年度の開講については、決まり次第、広報誌や市ウェブサイトでお知らせします。

また、市内には手話を通じてコミュニケーションを図り、ろう者と交流する「手話サークル」もあります。

サークル名	場所	曜日・時間	問い合わせ
こんごう	中央公民館	水曜日 午後7時～9時	岩垣 有美さん ☎(29)0979
虹	中央公民館	火曜日 午前10時～正午	津嶋 真弓さん ☎(25)6603
たんぼぼ	金剛公民館	金曜日 午前10時～正午	堀埜 義子さん ☎(29)9520
星空	金剛公民館	火曜日 午後7時～9時	大平 美範さん ☎(29)6766

や不安を感じながら生活してきました。

手話が、日本語（音声言語）と同じように言語として確立されるためには、ろう者にとって、「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」という5つのことが必要といわれており、これらのことが保障されなければなりません。

このような中、皆さんに手話が言語であること、より身近なものであることをご理解いただき、手話を通してみんなの輪が広がることを目的として、手話言語条例を制定しました。

問い合わせ 障がい福祉課（内線192）

## じないまち四季物語2019「春」

### 第13回 じないまち雛めぐり



民家や商店、町角など約100カ所で、春の花とともにお雛さまが飾られます。

また、特産品の販売など、楽しい催しも開催されますので、ぜひお越しください。

とき 3月9日(土)、10日(日)、午前10時～午後4時

(雨天決行)

ところ 富田林寺内町およびその周辺

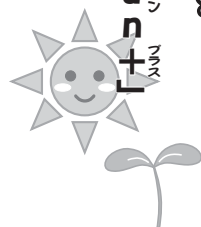
問い合わせ じないまち四季物語実行委員会事務局

☎080(6205)4540

平成31年度

## 市民限定・発達障がい児等療育 支援事業を開始します！

「こども発達支援センターSun+」  
利用者募集



近年、発達障がい児への認知度が高まり、児童発達支援の利用希望者が増加しています。発達障がいは、早期に発見し、適切な療育を受けることが効果的とされています。

そこで本市では、現在、南河内地域の拠点として、専門的な個別療育と保護者研修を実施している「こども発達支援センターSun+」に委託し、今年4月より、本市限定で、同じ内容の個別療育を実施します。利用日時など 毎週月～金

曜日、午前10時～午後4時30分のうち1時間で、月2回程度（利用料が必要）ところ レインボーホール（市民会館）  
対象者 市内在住で発達に課題があるおおむね2歳～小学2年生の子どもとその家族  
定員 20人  
※申し込みは、2月12日（火）～20日（水）に受け付け（申し込み多数の場合抽選）。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。  
問い合わせ 同センターSun+ ☎(26)7331・FAX(26)7377（電話受け付けは午後4時30分～5時30分）、こども未来室（内線208）

## 平成30年 消防白書

平成30年の市消防白書がまとまりました。市内での火災発生件数は昨年より1件減少して26件で、死者は3人、負傷者は

2人、損害額は約1億6616万円でした。火災の内訳は、建物火災15件、車両火災1件、その他の火災が10件でした。これらを原因別にみると、多いものから枯れ草焼き、たばこ、放火（疑いを含む）、電気関係の順となっています。冬季は、火を使う機会も多く、空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期です。で、なお一層の火の用心をお願いします。

次に、市内での救急車の出動件数は5961件で、昨年より312件増加しました。その内訳は、急病3924件、一般負傷1067件、交通事故465件、その他505件でした。体の調子が悪いと感じたときには早めに近くの医療機関を受診し、救急車の適正利用にご協力をお願いします。  
問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

## 高齢者保健福祉計画等推進 委員会の委員を募集

介護保険事業や高齢者施策の計画を策定するため、同推進委員会の委員を次のとおり募集します。  
対象者・定員 本市在住の介護保険の第1号被保険者（65歳以上）11人、第2号被保険者（40～64歳）1人  
任期 平成31年4月1日（月）より3年間  
申し込み 2月1日（金）、高齢介護課で配布する応募用紙に必要事項を記入し、

「高齢者の生きがいづくりと社会参加」をテーマにした作文（文字数は1000～1200字、用紙・様式は自由）を添えて、2月28日（木）、午後5時までに、同課（内線175、176）へ持参  
※作文で1次選考、面接で2次選考をします。なお、1次選考合格者に対する2次選考の面接は、3月中旬頃に実施予定です。

### 災害による被害を最小限に ～喜志町に自主防災会が誕生～

新たに、喜志町（一～五丁目）に自主防災会が結成され、ヘルメットやアルミ輪車、ハンマー、バールなどの防災資機材が配備されました。



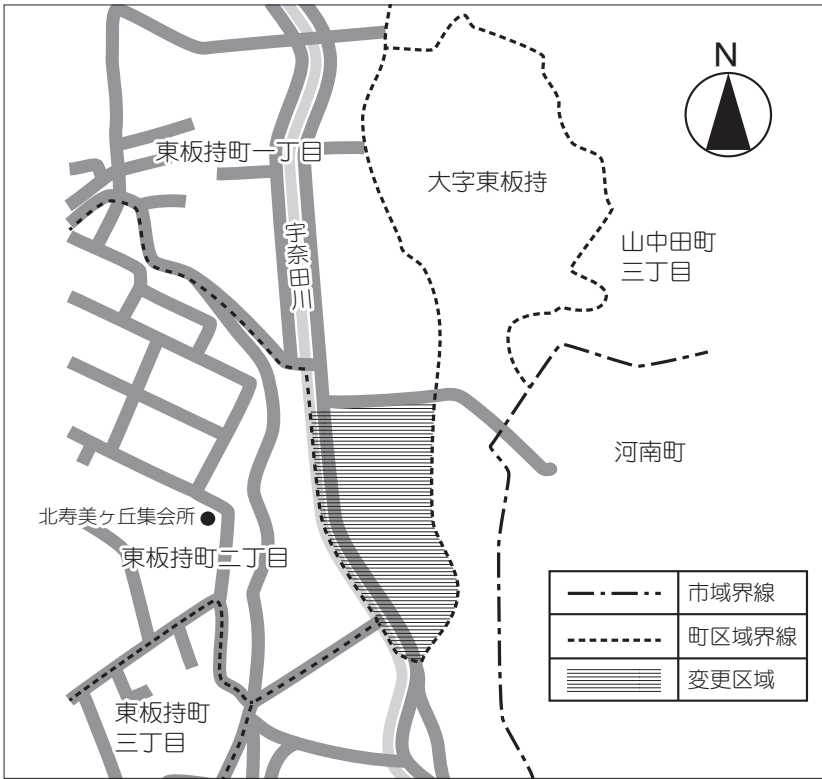
今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

2月17日(日)より

## 大字東板持の一部区域 で住居表示を実施

2月17日(日)より、大字東板持の一部区域(左図参照)を「東板持町一丁目」に編入する、住居表示を実施します。  
実施日以降は、住所の表示方が「東板持町一丁目〇番〇号」に変わりますのでご注意ください。  
なお、新住居表示から旧住所(地番)の照会には、お答えできませんので、ご了承ください。  
問い合わせ まちづくり推進課(内線452)



## 生産緑地の面積要件が 「300平方メートル以上」になりました

平成29年6月に、生産緑地法および生産緑地法施行令が一部改正され、市町村が条例を制定することで、これまで500平方メートル以上だった生産緑地の面積要件を、300平方メートル以上とすることが可能となりました。

これを受け、本市では「生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地の面積要件を300平方メートル以上としました。  
これにより、今まで指定できなかった小規模な農地についても、生産緑地地区

に指定することができるようになります。  
追加指定の受け付けを31年度中に実施します。詳細は決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。  
問い合わせ まちづくり推進課(内線451)

## 金剛連絡所2階ホールを ご利用ください

金剛連絡所では、2階

ホールの貸し出しを実施しています。

利用時間

午前9時～午後9時

(一時間単位での利用が可能)

定員 大ホール 45人、小ホール 18人



料金 大ホール 500円、小ホール 200円

(いずれも一時間当たり、市内在住の人の場合)

※市外在住の人や、営利目的などの場合は、料金が加算されます。

※申し込み方法や料金など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 金剛連絡所 (☎)1401

## マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 2月3日(日)、3月3日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)



**成人用肺炎球菌予防接種**

**65歳以上で同予防接種を初めて受ける人に公費助成を実施しています**

本市では、国が指定する5歳刻みの定期接種の年齢以外の人でも、65歳以上で同予防接種を初めて受ける人は公費助成の対象となります。

**対象者** ①満65歳以上で初めて接種する人、②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫機能に障害を有する人（身体障がい者手帳1級を有する人または同程度の障がいがある人）  
※これまでに公費助成を受けて接種したことのある人や2回目以降の接種は対象となりません。  
**費用** 3000円  
※生活保護世帯の人で、次の生年月日の人は3月31日（日）まで無料で受けることができますので、接種前にお問い合わせください（4月1日（月）以降は対象の生年月日が変わります）。  
・昭和28年4月2日～29年4月1日生まれの人

- ・昭和23年4月2日～24年4月1日生まれの人
- ・昭和18年4月2日～19年4月1日生まれの人
- ・昭和13年4月2日～14年4月1日生まれの人
- ・昭和8年4月2日～9年4月1日生まれの人
- ・昭和3年4月2日～4年4月1日生まれの人

・大正12年4月2日～13年4月1日生まれの人  
・大正7年4月2日～8年4月1日生まれの人  
※接種前に保健センターにご連絡ください。直接医療機関に行っても接種できません。  
**申し込み** 保健センター  
☎(28)5520」へ  
※申込者に受診票と実施医療機関一覧表を送付しますので、受診票が届きましたら、希望する実施医療機関に予約してください。  
※実施医療機関以外で接種を希望される場合はご相談ください。

**肝炎ウイルス検査はお済みですか**

肝炎ウイルスの感染に気づかないまま放置すると、知らない間に病気が進展し、肝硬変や肝がんなどの重篤な症状につながる恐れがあります。一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう。

**実施場所** 実施医療機関  
※平成30年4月号広報に折り込みの「平成30年度保健事業案内」をご覧ください。  
市ウェブサイトを（健康づく

り推進課のページ）からもご覧いただけます。  
**内容** 問診、B型・C型肝炎ウイルス検査  
**対象者** 40歳以上で肝炎ウイルス検査を受けたことのない人  
※受けたことがあるか分からない場合は、お問い合わせください。  
**費用** 無料  
**問い合わせ** 保健センター  
☎(28)5520」

**健康維持に取り組むなら  
体重測定から！**

**「体重チェック記録表」  
がダウンロードできます**

34・7割、40～60歳女性肥満者」は12・3割と、目標値である男性28割以下、女性10割以下に届いていないのが現状です。  
市ウェブサイトを（健康づくり推進課のページ）から「体重チェック記録表（A4・A3サイズ）」を無料でダウンロードできますので、今後の体重管理や健康維持にお役立てください。  
※肥満とは、BMI（体重（キ）÷身長（ミ）÷身長（ミ））が25以上のことを意味します。

**■注意事項**  
・医療機関に受診中の人は、必ずかかりつけ医の指示に従ってください。  
・安全な減量は1カ月に1～2kgのペースです。過度な減量や食事制限は絶対にしていただきません。

本市が策定した、「健康とんだばやし21（第二次）及び食育推進計画」によると、「20～60歳男性肥満者」は  
**問い合わせ** 保健センター  
☎(28)5520」

**助産制度をご存じですか**

経済的な理由により入院して出産することができない妊婦に対して、特定の病院（助産施設）への入所措置をすることで、出産費用を援助する制度です。

**対象者** 生活保護受給世帯、市・府民税非課税世帯の妊婦  
※一部負担金が必要です。

**助産施設** 済生会富田林病院、PL病院、澤井産婦人科など  
※入院する前に必ず申請が必要です。  
※上記以外の市外の助産施設も対象となる場合がありますので詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** こども未来室（内線205）



# 2月は 水質改善強化月間です

2月は河川の水質改善に取り組む月です。

河川の汚れの原因の約7割が、台所や風呂、洗濯などの家庭から出る生活排水です。

この生活排水の影響は、河川の流量が減少する冬季に大きくなります。

各家庭から出る生活排水を少しずつ減らすことで、河川の水をきれいにすることが出来ます。

子どもたちが遊べる河川を取り戻すために、家庭からの汚れた生活排水を少なくする取り組みにご協力をお願いします。

## ごみ収集車の火災事故が発生しました

先日、北大伴町で粗大ごみを収集中、ごみ収集車から火災が発生しました。

消火作業中にシンナーの入った一斗缶が粗大ごみの中から発見されたことから、収集作業中に発生した火花が揮発したシンナーに引火したことが火災の原因と考えられます。



今回は大事に至りませんでしたが、ひとたび火災が発生すると、ごみ収集車に甚大な被害が及ぶだけでなく、場合によっては家屋などの損壊や人命に関わる危険性もあります。

収集作業中に重大な事故が起こらないよう、ごみの出し方には十分注意していただきますよう、よろしくお願いいたします。

**問い合わせ** 衛生課（内線144～146）

**汚れた生活排水を減らす工夫**

●残さない  
食事は食べる分量だけ作り、残らないようにしましょう。

●拭き取る

食器や鍋などの汚れは、布や紙で拭き取ったり、ヘラでかき取ったりしてから洗いましょう。



●流さない

油は紙に吸わせる、固形化するなどし、流さないようにしましょう。

**問い合わせ** みどり環境課（内線432）

## 南河内環境事業組合

### 入札参加資格申請を追加受け付け

同組合では、建設工事や測量・建設コンサルタントなどの業務への入札参加資格申請を追加で受け付けます。

前年度に受け付けをして

「災害復旧支援金」へご協力いただき、ありがとうございました



「ふるさと寄附金制度」を活用した昨年の台風第21号被害に対する「災害復旧支援金」につきましては、平成30年12月31日をもって受け付けを終了し、全国より18件、42万5064円の寄付をお寄せいただきました

た。この寄付は、公共インフラの復旧などに、大切に使用させていただきます。皆さんに、心より厚くお礼申し上げます。

**問い合わせ** 都市魅力創生課（内線420）

## 動物の遺棄・虐待（虐殺）は犯罪です

動物は私たちの生活をさまざまな形で豊かにしてくれるかけがえのない存在です。

犬や猫、イヌウサギなどの愛護動物を傷つけたり、苦しめたり、捨てたりすることは犯罪行為になりますのでやめましょう。

**問い合わせ** みどり環境課（内線430、432）

いる場合は、申請の必要はありません。  
登録有効期間 4月1日(月)より2年間  
申請書提出要領の配布 2月22日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～5時30分)まで、同組合総務企画課(☎584・0054 南備2345)で配布  
※同組合ホームページ [http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/] からダウンロードもできます。  
申請方法 2月1日(金)～22日(金)(消印有効)に、申請書提出要領に基づき作成した書類を同組合総務企画課(☎(33)6584)へ郵送(持参不可)

## 経営者の退職金「小規模企業共済制度」

同制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主のための積立による国の退職金制度です。

### ■同制度の主な内容

◇掛け金は全額所得から控除できます。

◇掛け金は加入後も増減が可能です。

※商工会、金融機関などで申し込みます。詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** (独) 中小企業基盤整備機構共済相談室 [☎050(5541)7171]

## 南河内求人企業説明会 & 面接会

南河内の企業が出展しますので、就職を希望する人、就労について悩みや相談がある人はぜひ、ご参加ください。

**とき** 2月21日(休)、午後1時～4時

**ところ** キックス (河内長野市昭栄町7の1)

**内容** ①求人企業説明会 & 面接会、②直前対策！面接印象UPセミナー、③セブーン・イレブンシニアスタッフお仕事説明会、④各種相談コーナー (労働相談、障がい者就業・生活相談、総合生活相談、ひとり親家庭生活相談、若者の就労相談、女性就労相談、中高年齢者就業相談、シルバー人材センター就労相談、社会保険・労働保険相談) など

**参加費** 無料

※①の就職面接会への参加を希望する人は、必ず履歴書を持参 (ハローワークカードをお持ちの人は同カードも持参) してください。また、複数の企業との面接もできますので、予備の履歴書を持参されることをお勧めします。

**申し込み** ①③④は当日直接会場へ、②は2月6日(休)～、河内長野市産業観光課 [☎(53)1111] へ (申し込み先着順)  
※実施時間や定員など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 商工観光課 (内線482)

## 第2回

## 市産学官連携交流会を開催します

市内にあるものづくり企業の交流を深め、地域の経済活性化を図るため、同交流会を開催します。

第1部では、「シニア人材の雇用について」「中小企業のICT/IOT/ロボットのAI導入についての勘所」「大阪産業技術研究所の活用方法について」「新年度に向けた大阪府立大学新産学官金連携プログラム」をテーマにセミナーを実施します。第2部では、企業間の交流を目的に立食形式での「産・学・官」懇親会と名刺交換会を開催します。

**内容** ①第1部IIセミナー (午後4時～5時30分)、②第2部II懇親会・名刺交換会 (午後5時45分～6時45分)  
※第1部のみの参加可。  
**対象者** 市内のものづくり企業の経営者など  
**参加費** ①無料、②1500円  
※申し込み方法など詳しくは、大阪府立大学研究推進本部URASエンターホームページ [http://www.iac.osakafu-u.ac.jp/urahp/] をご覧いただくか、お問い合わせください。  
**問い合わせ** 同センター [☎072(254)9128]

## 就労支援講座

## ファイナンシャル・プランニング (FP) 技能士3級試験対策講座

FP技能士は、金融や不動産業界などへの就職だけでなく生活設計や家計の見直しといった個人の生活にも役立つ資格です。この機会に講座を受けてみませんか。

上で、現在職に就いておらず、就労をめざし全日程を受講できる人  
**定員** 30人  
**受講料** 16200円 (テキスト代)  
**申し込み** 2月7日(木)～18日(月)に、住所、氏名、電話番号を入力し、Eメールで市人権協議会内市就労支援センター [☎(24)3700・Eメール wakaichi@lucko.cne.jp] へ (申し込み先着順、電話申し込み可)

## シニア向け合同企業説明会

シニア雇用には積極的な企業(約20社)が参加する、同説明会を開催します。また、「シニアのための面接のコツ」セミナーも同時開催しますので、気軽にご参加ください。

**とき** 3月1日(金)、午後1時～4時 (受け付けは午後3時30分まで)

**ところ** 人権文化センター  
**対象者** 市内在住の18歳以上

**ところ** あべのハルカス25階会議室 (大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1の43)  
**対象者** 55歳以上の人  
**参加費** 無料 (当日、直接会場へ)

**とき** 3月1日(金)、午後1時～4時 (受け付けは午後3時30分まで)

**問い合わせ** シニア就業促進センター [☎06(6910)0848]

# 市職員採用資格試験 (保育士) を実施します

**試験職種** 保育士  
**受験資格** 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、保育士(府地域限定保育士を含む)資格および幼稚園教諭免許を有し、普通自動車運転免許を取得済みであるか、採用時まで取得見込みの人  
**採用人数** 5人程度  
**第1次試験日** 2月17日(日)  
 ※試験内容は、総合適性検査、集団討議、実技試験。  
**採用予定日** 4月1日(月)以降

**実施要綱などの配布** 2月13日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)まで、人事課、金剛連絡所で交付(市ウェブサイト(人事課のページ)からダウンロードもできます)  
**申し込み** 申込書に必要事項を記入し、2月13日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)までに、人事課へ(郵送の場合は2月8日(金)までの消印有効)

# 適応指導教室講師 (市非常勤職員) を募集

**勤務日** 月～金曜日、午前8時45分～午後5時(平成30年度実績)  
**職務内容** 子どもの指導や支援、教育相談活動  
**対象者** 小学校または中学校教諭免許を有し(取得見込みを含む)、教員を志望している人で、さまざまな子どもの悩みの解消に向け

て取り組む意欲のある人  
**募集人数** 1人  
**申し込み** 2月7日(木)～15日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に履歴書を持参し、教育指導室(内線365)へ  
 ※2月18日(月)に、面接・筆記試験を実施し、選考します。



# 市臨時的任用職員 (アルバイト) を募集

## 募集職種《担当課》

- 市役所総合案内業務(フロアマネジャー)《情報公開課(内線181)》
- 市役所電話交換手《総務課(内線331)》
- 学童クラブ指導員(補助員)《こども未来室(内線296)》
- 市立保育所保育士《こども未来室(内線296)》
- 市立保育所保健師(看護師)《こども未来室(内線296)》
- 幼児教室保育士・保育補助員《こども未来室(内線208)》

- 市立幼稚園園務員・小学校校務員《教育総務課(内線352)》
- ごみ収集業務補助員《衛生課(内線149)》
- 小学校給食補助員・補助員代替え《学校給食課(☎28)5211》
- 文化施設管理員《文化財課(内線508)》
- 埋蔵文化財調査員・調査補助員《文化財課(内線507)》
- 図書館司書業務補助員《中央図書館(☎25)4921、金剛図書館(☎28)1171》

- 児童館教育指導員《児童館(☎25)0666》
  - 児童館給食補助員《児童館(☎25)0666》
  - 市役所業務一般事務《人事課(内線323)》
- ※勤務日、勤務地、業務内容、申し込み方法、申し込み期間などは、市臨時的任用職員試験実施要領をご覧ください。  
 ※申込書、同要領は担当課で配布(市ウェブサイト(人事課のページ)からダウンロードもできます)。

# 平成31年度 小・中学校図書館教育支援員 を募集



**勤務日** 月～金曜日、午前9時～午後3時30分(平成30年度実績)  
**職務内容** 子どもたちの読書活動の推進  
**対象者** 司書または司書教諭の資格を有する人  
**募集人数** 12人  
**賃金** 時給1020円

**申し込み** 2月1日(金)～7日(木)(土・日曜日を除く午前9時～午後5時)に、履歴書に司書または司書教諭の資格証(写し)を添えて教育指導室(内線368)へ  
 ※2月14日(木)に、面接試験などを実施し、選考します。

## 市非常勤職員を募集

募集業務	受験資格	採用人数	受付期間	試験日	担当課
①旅券窓口業務	旅券業務など窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能な人	1人	2月1日(金)～7日(木)	2月9日(土) (予備日10日(日))	市民窓口課 (内線135)
②学校給食業務	管理栄養士、栄養士のいずれかの免許を有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人	1人	2月1日(金)～8日(金)	2月9日(土)	学校給食課 (☎(28)5211)
③総合案内業務	事務所などでの窓口業務や顧客に対する接遇を行う業務の経験が3年以上ある人	1人		2月11日(日)	情報公開課 (内線181)
④保険料徴収業務	国民健康保険料、その他の料金などの徴収業務に従事した経験がある人	2人		2月11日(日) (予備日17日(日))	保険年金課 (内線421)
⑤年金事務および窓口受付業務	年金事務所や市役所の窓口などで、年金関係の業務に従事した経験がある人	2人			保険年金課 (内線170)
⑥図書館司書業務	図書館司書資格を有し、1月31日までに6カ月以上図書館業務に従事した経験があり、普通自動車運転免許を有する人	1人	2月1日(金)～7日(木)	2月12日(火) (予備日18日(月))	中央図書館 (☎(25)4921)
⑦斎場火葬場業務	入場・整骨・収骨など火葬場業務の豊富な経験を有する人、もしくは、公共の施設などで説明・案内業務の豊富な経験を有する人	2人	2月1日(金)～8日(金)	2月15日(金)	衛生課 (内線149)
⑧幼児教室保育業務	保育士資格(府地域限定保育士を含む)を有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人	1人		2月12日(火)～15日(金)の指定する日	こども未来室 (内線208)
⑨心理相談業務	公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士資格のいずれかを有し、2年以上の実務経験があり、発達検査(K式、WISCなど)ができる人	1人	～2月14日(木)	2月16日(土)	
⑩消費生活相談業務	消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する人	1人	～2月13日(火)	2月16日(土)	商工観光課 (内線483)
⑪児童館事業指導業務	幼稚園教諭免許、小・中学校教諭免許、養護教諭免許、保育士資格(地域限定保育士を含む)、児童厚生指導員資格(2級以上)、社会福祉士資格のいずれかを有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人	2人程度	2月1日(金)～14日(木)	2月17日(日)	児童館 (☎(25)0666)
⑫幼稚園講師業務	幼稚園教諭免許を有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人	5人程度	2月1日(金)～13日(火)	2月18日(月)	教育指導室 (内線369)
⑬介護認定調査業務	介護支援専門員の資格を有し、認定調査業務に3カ月以上従事した経験があり、普通自動車運転免許を有する人	1人		2月19日(火)	高齢介護課 (内線177)
⑭介護予防ケアマネジメント業務	介護支援専門員の資格を有し、居宅介護支援業務での実務経験があり、普通自動車運転免許を有する人	1人			高齢介護課 (内線183)
⑮生活保護相談業務(面談相談員)	社会福祉士、社会福祉主事任用のいずれかの資格を有し、行政機関などで各種相談業務に従事した経験を有する人	1人	2月1日(金)～15日(金)	2月21日(木)	生活支援課 (内線141)
⑯相談支援業務(障がい)	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員のいずれかの資格を有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人で、普通自動車運転免許を有する人	2人	2月1日(金)～20日(火)	2月23日(土)	障がい福祉課 (内線434)
⑰宿日直業務	行政機関などで、宿直業務や窓口業務に従事した経験があり、夜間勤務が可能な人	2人	～2月13日(火) (消印有効)	2月19日(火)	総務課 (内線331)

**試験内容** 面接試験(一部の業務は、書類審査もあります)

※面接時間・場所、勤務日、業務内容などは、市非常勤職員試験実施要領をご覧ください。

**合格発表** 2月末日(ただし②④⑥は3月上旬)までに本人へ通知

**申し込み** 所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、担当課へ(①～⑯は郵送不可、⑰は郵送のみ受け付け)

※月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分まで受け付け(ただし、⑥は月曜日を除く午前9時30分～午後6時、⑪は日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)。

※免許・資格が必要な業務は、資格証明書の写しを添付してください。

※申込書、同実施要領は担当課および人事課(内線322)で配布(市ウェブサイト(人事課のページ)からダウンロードもできます)。

※任用期間は原則1年間です。